

○子ども医療費助成規則

平成7年11月27日

規則第10号

乳幼児入院医療費助成規則（平成5年規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、子ども医療費助成条例（平成7年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（社会保険各法）

第2条 条例第4条に規定する規則で定める社会保険各法は次に掲げる法律をいう。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- （4）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （5）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（一部自己負担額）

第3条 条例第4条第1項に規定する一部自己負担額は、医療機関（薬局を除く。以下この条において同じ。）ごとに一日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、条例第4条の対象者等が負担すべき額を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、食事の提供たる療養を受けたときは、一部自己負担額を要しないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、対象者が同一の月に同一の医療機関において行う一部自己負担額の支払いは、2日までとする。
- 4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関における第1項及び第3項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外につき、それぞれ別の医療機関とみなす。
- 5 対象者が同一の月に同一の医療機関において、入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項及び第3項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関について受けたものとみなす。
- 6 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が2,500円を超える場合は、当該月の一部自己負担額は2,500円とする。

(助成の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定による申請者は、子ども医療証交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 国民健康保険法及び社会保険法各法の規定による被保険者証又は組合員証
- (2) 所得を証明する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 条例第6条第2項の規定による申請者は、子ども医療費助成申請書(様式第4号)により町長に申請しなければならない。

(添付書類の省略)

第5条 町長は、この規則の規定による申請をする場合に、申請書に添えなければならない書類により明らかにすべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(医療証)

第6条 町長は、第4条第1項の申請があったときは、その資格を審査し、医療証(様式第2号)を子どもに係る医療費の助成を受けることができる者の保護者(以下「保護者」という。)に交付するものとする。

(医療証の有効期限等)

第7条 医療証の有効期限は、子どもに係る医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)が同条の要件を欠くに至ったとき及び医療証の有効期限が満了したときとする。

2 医療証の交付を受けている者は、医療証の有効期限が満了したときは、ただちに町長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第8条 保護者は、医療証を破り、汚し又は紛失したときは、子ども医療証再交付申請書(様式第3号)により町長に再交付を申請しなければならない。

2 医療証を破り又は汚したときの申請は、前項の申請書にその医療証を添えなければならない。

3 保護者は、第1項の規定により医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、速やかにその医療証を町長に返還しなければならない。

(助成の方法の特例)

第9条 条例第8条第2項ただし書の特例の理由とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

(1) 社会保険各法により対象者に係る保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費が支給されたとき。ただし、国民健康保険法の適用を受けた者については保険外併用療養費、療養費又は特別療養費が支給されたとき。

(2) 前号に定める場合のほか、町長が特別に必要なと認めるとき。

2 第4条第2項の申請には、当該医療費の支給額を証する書類を添えなければならない。ただし、町が国民健康保険法による保険者として保険外併用療養費、療養費又は特別療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(届出事項)

第10条 条例第10条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 対象者の住所、氏名

(2) 保護者の住所、氏名

(3) 加入医療保険

(4) 前各号以外の資格喪失に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 前項の各号に掲げる事項に該当する場合には、子ども医療費助成資格喪失(変更)届(様式第5号)に医療証等を添えて14日以内に町長に届出なければならない。